資料１

部 活 動 の 現 状 に つ い て

１　学習指導要領上の位置づけ

【中学校学習指導要領総則・平成 20 年 3 月】（抜粋）（ゴシック：愛知県教育委員会）

> 「**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動**については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意**すること。その際、地域や学校の実態に応じ、**地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携**などの運営上の工夫を行うようにすること。」

（※高等学校学習指導要領総則・平成 21 年 3 月も同文）

２　時間外勤務に関する法令規則上の位置づけ（公立学校（愛知県の教員））

勤務時間	週　３８時間４５分（１日：７時間４５分） 【学校職員の勤務時間等に関する規則】（「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に準拠」）
時間外勤務（教職調整額）	○ **原則として、時間外勤務は命じない**ものとする。 ○ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、**次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限る**ものとする。 一　校外実習その他**生徒の実習に関する業務** 二　修学旅行その他**学校の行事に関する業務** 三　**職員会議**（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務 四　非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し**緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務** ○ **給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給**する。 **（時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。）** 【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例】 （「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に準拠）
教員特殊業務手当	○ **教員特殊業務手当は**、勤務条件の特殊性に応じて、**非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の業務に従事した場合に支給**される。 【職員の特殊勤務手当に関する条例、特殊勤務手当に関する規則】

３　教員特殊業務手当について（部活動関連）

支給対象業務		支給額 (勤務１日に付き)	支給要件		
			週休日、休日	正規の勤務時間が ４時間である日	その他の日
人事委員会が定める対外運動競技等における**児童・生徒の引率指導**	**泊を伴うもの**	4,250 円	８時間程度 （就寝時間等は含まない）	８時間程度 （就寝時間等は含まない）	８時間程度 （就寝時間等は含まない）
	週休日、休日に行うもの	4,250 円	ア 終日に及ぶ程度 （日中８時間程度） イ アと同程度		
学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に順ずる活動という）における**児童・生徒等に対する指導** （上記に規定する業務を除く）	**週休日、休日に行うもの**	3,000 円	４時間程度以上	４時間程度以上	